

令和7年度  
市有地売却(随時募集)実施要領

交野市  
財産管理室

# 目次

	ページ
市有地売却(随時募集)実施要領	
1 売却物件	2
2 用途の制限	2
3 申込者の資格	2～3
4 申込方法等	3～4
5 購入予定者の決定方法	4
6 売買契約の締結等	4
7 売買代金の納付方法等	4～5
8 所有権の移転等	5
9 その他の注意事項	5
10 交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関	6
土地売買契約書(案)	7～11
様式集	
市有地売却(随時募集)申込書兼誓約書	12
市有地売却(随時募集)申込書(別紙)	13
委任状	14
委任状(別紙)	15
【記入例】市有地売却(随時募集)申込書兼誓約書	16
【記入例】委任状	17
物件調書(位置図等)	18～33

# 市有地売却（随時募集）実施要領

## 1. 売却物件

物件番号	所在地	地目(登記)	面積(登記)	売却価格
Z-1	交野市藤が尾4丁目125番1	宅地	102.48㎡	9,047,100円
Z-2	交野市南星台3丁目5127番3	雑種地	480㎡	25,771,880円
	交野市南星台3丁目5127番5	雑種地	28㎡	

※ 物件の詳細については、物件調書等をご覧ください。なお、物件調書は、随時募集に申し込まれる方が物件の概要や現地を確認されるための参考資料です。現地説明会は実施しませんので、随時募集に申し込まれる方は、事前に必ずご自身で現地及び諸規制について確認をしてください。

## 2. 用途の制限

次の各号の用途に供する土地利用は禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供する土地利用
- (2) 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例(昭和63年条例第15号)に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用
- (3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

## 3. 申込者の資格

個人、法人を問いませんが、次の各号に該当する方は申し込みすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前記①から⑤のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者を本市との契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
  - ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (5) 前記(2)から(4)に該当する者の依頼を受けて申し込みしようとする者
- (6) 当該物件を前記(3)又は(4)に該当する者のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

#### 4. 申込方法等

随時募集の申し込みをされる方は、次の提出書類に必要事項を記入・押印の上、受付場所へ直接持参してください。(郵送や電話・ファックスによる申し込みできません。)

##### (1) 提出書類

- ① 市有地売却(随時募集)申込書兼誓約書(第1号様式)
- ② 委任状(第2号様式)
  - ※ 売買契約の締結や所有権移転登記は、市有地売却(随時募集)申込書兼誓約書に記入された名義でしか行いません。
  - ※ 共有を希望される場合は、共有予定者全員が連名で申し込んでください。
  - ※ 市有地売却(随時募集)申込書に使用された印鑑と同一の印鑑を契約書にも使用してください。

##### (2) 申込受付場所

申込受付場所	交野市私部1丁目1番1号 交野市財産管理室 (市役所本館2階4番窓口)
--------	--

(3) 申込受付期間

令和7年11月10日から令和8年3月31日まで

※但し、上記期間内であっても予告なく募集を取りやめることがあります。

(4) 申込受付時間

上記申込受付期間内の平日午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

(5) 留意事項

- ① 現地説明会は行わず、物件の引き渡しは現状有姿で行いますので、申し込まれる方は事前に必ず現地を確認してください。
- ② 申込みに係る費用は、申込者の負担となります。
- ③ 申込みを受け付けたときは、受付控えを交付します。

## 5. 購入予定者の決定方法

---

申込受付期間内で提出書類を最初に持参した方を購入予定者に決定します。

※同日に複数の申込があった場合は同着とみなし、くじにより購入予定者を決定します。

## 6. 売買契約の締結等

---

(1) 購入予定者には、予定者として決定後10日以内に次の書類を提出していただきます。

<個人の場合>

- ① 住民票抄本 1通
- ② 印鑑登録証明書 1通
- ③ 身分証明書(本籍地の市町村で発行する証明書) 1通

<法人の場合>

- ① 登記事項証明書 1通
- ② 印鑑証明書 1通

※ 共有を希望される場合は、共有者全員分が必要になります。

※ 住民票のほか証明書は、発行の日から3ヵ月以内のものに限ります。

※ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、購入予定者の負担となります。

※ 書類提出後、資格確認のため、警察に照会することがあります。

(2) 上記提出書類確認後、交野市から購入予定者に契約関係書類を送付します。

※ 契約書に貼付する収入印紙など契約に係る一切の費用は、購入予定者の負担となります。

(3) 購入予定者には、契約関係書類送付後30日以内に契約保証金として契約金額の10%以上を交野市が発行する「納入通知書」により交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関(実施要領6ページを参照)にて納付のうえ、署名・押印した契約書及び契約保証金領収証書(納付済み原本)を提出していただきます。

## 7. 売買代金の納付方法等

---

(1) 売買代金は、契約締結日から30日以内に売買代金と契約保証金との差額を交野市が発行する納入通知書により、交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関(実施要領6ページ)にて納付していただきます。

- (2) 売買代金を期限までに納付されなかった場合は、契約を解除する場合があります。  
この場合、契約保証金はお返しできませんので、納入期限には十分ご注意ください。
- (3) 契約保証金に係る利子は付きません。

## 8. 所有権の移転等

---

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、交野市から購入者に移転するものとします。  
※ 売却物件は、現状での引渡しとなります。
- (2) 所有権の移転登記は、交野市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

## 9. その他注意事項

---

- (1) 売却物件の現地説明会は行わず、売却物件は、すべて現状での売買及び引渡しとなります。
- (2) 売却物件の入札及び売買契約における面積は、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても売買代金の精算は行いません。
- (3) 売却物件の物件調書の記載事項と現状とに差異が生じた場合には現状が優先します。
- (4) 売却物件は、すべて現状有姿での引渡しとなります。物件内の工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど)及び樹木などの撤去及び処分等が必要な場合は、買主(落札者)の負担で行ってください。
- (5) 売却物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。ゴミやガラ及び埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、買主(落札者)の負担で行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 売却物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引き渡しになります。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いませんので買主(落札者)において対応してください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (7) 隣接地との境界標は、原則としてコンクリート杭、金属標、金属鋌、プラスチック杭等により設置されていますが、現状のままでの引渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (8) 売却物件の土地利用にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市の関係条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認を行ってください。
- (9) 随時募集が終了するまでは、応募状況等の問い合わせについては一切お答えできません。
- (10) 随時募集の結果については、物件ごとに応募者数、当選者(「個人」又は「法人」の表記のみ)を交野市ホームページで公表します。
- (11) 本市の都合により、予告なく募集を取りやめることがあります。予めご了承下さい。

## 10. 交野市指定金融機関及び交野市収納代理金融機関一覧表

区 分	金融機関名(順不同)
指定金融機関	りそな銀行
	関西みらい銀行
収納代理金融機関	京都銀行
	みずほ銀行
	池田泉州銀行
	大同信用組合
	成協信用組合
	のぞみ信用組合
	枚方信用金庫
	京都信用金庫
	大阪信用金庫
	近畿労働金庫
	北河内農業協同組合

※ゆうちょ銀行・郵便局では納付できません。ご注意ください。

不動産売買契約書(案)

## 不 動 産 売 買 契 約 書 (案)

売主 交野市（以下「甲」という。）と買主 ○○○（以下「乙」という。）

は、次の条項により市有財産である土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に表示する土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける（以下「本件契約」という。）。

所 在	地 番	地 目	地 積（公簿）
交野市○○○丁目	○○○番○	○○	○○○㎡

（売買代金）

第3条 売買代金は、金\_\_\_\_\_円とする。

（公簿売買による代金の不清算）

第4条 本件土地の売買は公簿面積によるものとし、甲及び乙は、本件土地の公簿面積と実測面積の間に差異があっても互いに異議を述べず、また売買代金の増減を請求しないものとする。

（境界）

第5条 甲は、本件土地の新たな境界明示、境界立会い、測量、地積更正登記は実施しないものとする。

2 乙は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理し、乙は、甲に対して損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの請求、異議、苦情を申し立てないものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

2 甲は、乙の申出がある場合は、第1項の契約保証金を売買代金の一部に充てることができる。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第16条の定めにより、本件契約を解除し、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第7条 乙は、売買代金を、本件契約締結後30日以内に、甲の交付する納入通知

書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 2 前条第2項により契約保証金を売買代金の一部に充当したときは、売買代金から前条に定める契約保証金を除いた金額を売買代金として乙に納付させることができる。

(所有権の移転及び登記)

第8条 本件土地の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したときに乙に移転する。

- 2 甲は、前項の規定により本件土地の所有権を移転する際には、所有権移転の登記を囑託するものとし、乙はこれに必要な書類及び登録免許税相当額の収入印紙又は法務局の指定した収納機関の領収証書を甲に提出するものとする。

(売買物件の引渡し)

第9条 甲は、前条第2項の規定により本件土地の所有権移転の登記完了後、現状有姿で、乙に引き渡したものとする。

(危険負担)

第10条 本件契約締結後、本件土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(遅延損害金)

第11条 乙は、第3条に定める売買代金を第7条で定める支払期限までに支払わなかったときは、その期限の翌日から支払った日までの日数に応じ遅延損害金として売買代金に対し100分の5に相当する金額を甲の交付する納入通知書により、甲に支払わなければならない。ただし、1年に満たない期間の遅延損害金は、1年を365日として日割計算した額とする。

(公租公課の負担)

第12条 所有権移転後は、本件土地に係る租税その他の公租公課については、すべて乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本件土地に契約の不適合(数量の不足、地中障害物、埋蔵物など)があったとしても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は本件契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、本契約書第9条に定める引き渡しの日から2年間は、この限りでない。

(用途の禁止)

第14条 乙は、本件土地を次の各号の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する土地利用

(2) 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）に規定する特定建築物の営業を目的とした土地利用

(3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に定める暴力団及びその構成員あるいは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の定めによる観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

2 乙は、本件土地の所有権を第三者に移転する場合には、前項に定める用途の禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して同項に定める用途に使用をさせてはならない。本件土地について第三者に対して抵当権、質権、先取特権及び賃借権等の権利を設定する場合も、同様とする。

（違約金）

第15条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、次条の規定により本件契約が解除されたときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は第19条に定める損害賠償の予定又は一部と解釈しない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの事前催告なく、本件契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が、本件契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

(3) 前2号の場合のほか、本件契約に違反し、その違反によって本件契約の目的を達することができないと認められるとき。

（売買代金の返還）

第17条 甲は、前条の規定により本件契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。

2 売買代金を返還するときは、利息を付さないものとする。

3 第1項の場合、乙に対する第15条第1項及び同条第2項に定める違約金の請求を妨げない。

(原状回復の義務)

第18条 乙は、甲が第16条の規定により本件契約を解除したときは、自己の負担において、本件土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに、甲の立会いのもとに検査を受け、返還しなければならない。ただし、甲が原状を回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が本件土地を原状に回復して返還しないときは、乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

3 乙は本件土地の明渡しに際し、立退料・移転料その他名目の如何を問わず何らの金銭請求も行わないものとする。

4 乙は、本件土地の明渡しを遅滞したときは、第1項で甲が指定する期日から明渡し完了まで、その期間に応じ、本件土地使用料相当額の損害金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条第1項及び第2項又は第18条第2項若しくは前条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第21条 本件契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 本件契約に関する一切の紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第23条 本件契約に定めのない事項又は本件契約の解釈に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本件契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 交野市私部1丁目1番1号  
交野市長 山本 景

乙 【買主の住所】  
【買主の氏名】

様式等

# 市有地売却(随時募集)申込書 兼 誓約書

受 付 印

令和 年 月 日

交野市長 あて

交野市が実施する随時募集による市有地の売却について、下記の事項を誓約のうえ、必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

## 記

私は、「市有地売却(随時募集)実施要領」に記載する「申込者の資格」の各項目のいずれにも該当するものではありません。なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、「市有地売却(随時募集)実施要領」に記載する本件随時募集の実施方法及び物件に関する情報並びに現地の状況等をすべて承諾し、これについて一切の責を交野市に要求いたしません。

以上

申込者 (代表者)	住 所 (所在地)	
	(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名) (印鑑登録印)	
	電 話 番 号	

※ 共有名義で申込み場合は、共有予定者を代表して申込手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有予定者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。

申込物件	物件番号	物件所在地

書類等 の送付先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※ 通知先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

## 備考

- ① この申込書は必要書類を添付して直接持参してください。
- ② 申込後の名義変更、申込物件の変更は一切できません。
- ③ 代理人が申込等を行う場合は、委任状及び委任者の印鑑登録証明書を添付してください。

交野市使用欄	書類交付日	入金日	処理日

**別紙**（※共有名義での申し込みの場合にご記入ください。）

**【共有者】**

住所 (所在地)	(〒      —      )
(フリガナ) 氏名  (法人名および代表者名)	印   (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒      —      )
(フリガナ) 氏名  (法人名および代表者名)	印   (印鑑登録印)
住所 (所在地)	(〒      —      )
(フリガナ) 氏名  (法人名および代表者名)	印   (印鑑登録印)

# 委任状

令和 年 月 日

交野市長あて

私は、市有地売却(随時募集)に申し込みをするにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

随時募集申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒 - )
	氏 名 (法人名および代表者名)	 (印鑑登録印)

## 記

### 1 委任する権限

市有地売却の随時募集に関する一切の権限

### 2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)  (フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	(〒 - )	代理人使用印
	生年月日 年 月 日生	

- ※ 随時募集申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人が申込する場合は、委任者(共有の場合は全員)の印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)

別紙（※共有名義での申し込みの場合にご記入ください。）

【共有者】

住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印
住所 (所在地)	(〒            -            )
(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	印

# 記入例

## 市有地売却(随時募集)申込書 兼 誓約書

受付印

令和 年 月 日

交野市長 あて

交野市が実施する  
え、必要書類を添えて

私は、「市有地売却(随時募集)」  
ではありません。なお、  
また、「市有地売却(随時募集)」  
現地の状況等をすべて

**【個人の場合】**

〒000-0000  
交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
カタノ タロウ  
交野 太郎 印鑑登録印  
000-999-1234

**【共有名義の場合】**

共有名義の代表者を左記のとおり記入・  
押印してください。他の共有者について  
は、この用紙の裏面に記入・押印して  
ください。

**【法人の場合】**

〒000-0000  
交野市〇〇〇〇町〇丁目〇番〇号  
カブシキカイシャ カタノフドウサン  
株式会社 かたの不動産  
カタノ ジロウ  
代表取締役 交野 次郎 印鑑登録印  
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申込者 (代表者)	住所 (所在地)	(〒0000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
	(フリガナ) 氏名 (法人名および代表者名)	カタノ タロウ 交野 太郎 (印鑑登録印)
	電話番号	000-999-1234

※ 共有名義で申込む場合は、共有予定者を代表して申込手続きを行う者を決め、申込者欄にその代表者の住所・氏名等を記入・押印してください。他の共有予定者についても同様です。

物件番号・物件所在地は、実施要領2ページに記載の売却物件一覧表のとおり記入してください。

申込物件	物件番号	
	Z-〇	交野市〇〇丁目〇番〇

書類等の送付先	住所	
	氏名	
	電話番号	

※ 通知先が申込者欄と異なる場合のみ記入してください。

備考

- ① この申込書は必要書類を添付して直接持参してください。
- ② 申込後の名義変更、申込物件の変更は一切できません。
- ③ 代理人が申込等を行う場合は、委任状及び委任者の印鑑登録証明書を添付してください。

交野市使用欄	書類交付日	入金日	処理日

# 記入例

## 委任状

令和 年 月 日

交野市長あて

私は、市有地売却(随時募集)に申し込みをするにあたり、  
 任します。

随時募集申込書兼誓約書のとおりに入力してください

公募抽選申込者 (委任者)	住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏 名 (法人名および代表者名)	交野 太郎  (印鑑登録印)

### 1 委任する権限

市有地売却の随時募集に関する一切の権限を委任します。

〒000-0000  
 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 カタノ サブロー  
 交野 三郎  
 昭和46年11月3日生

※住所は住民登録上の住所としてください。

### 2 代理人(受任者)

住 所 (所在地)	(〒000-0000) 交野市〇〇町〇丁目〇番〇号	代理人使用印  
(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	カタノ サブロー 交野 三郎	
生年月日	昭和 46 年 11 月 3 日生	

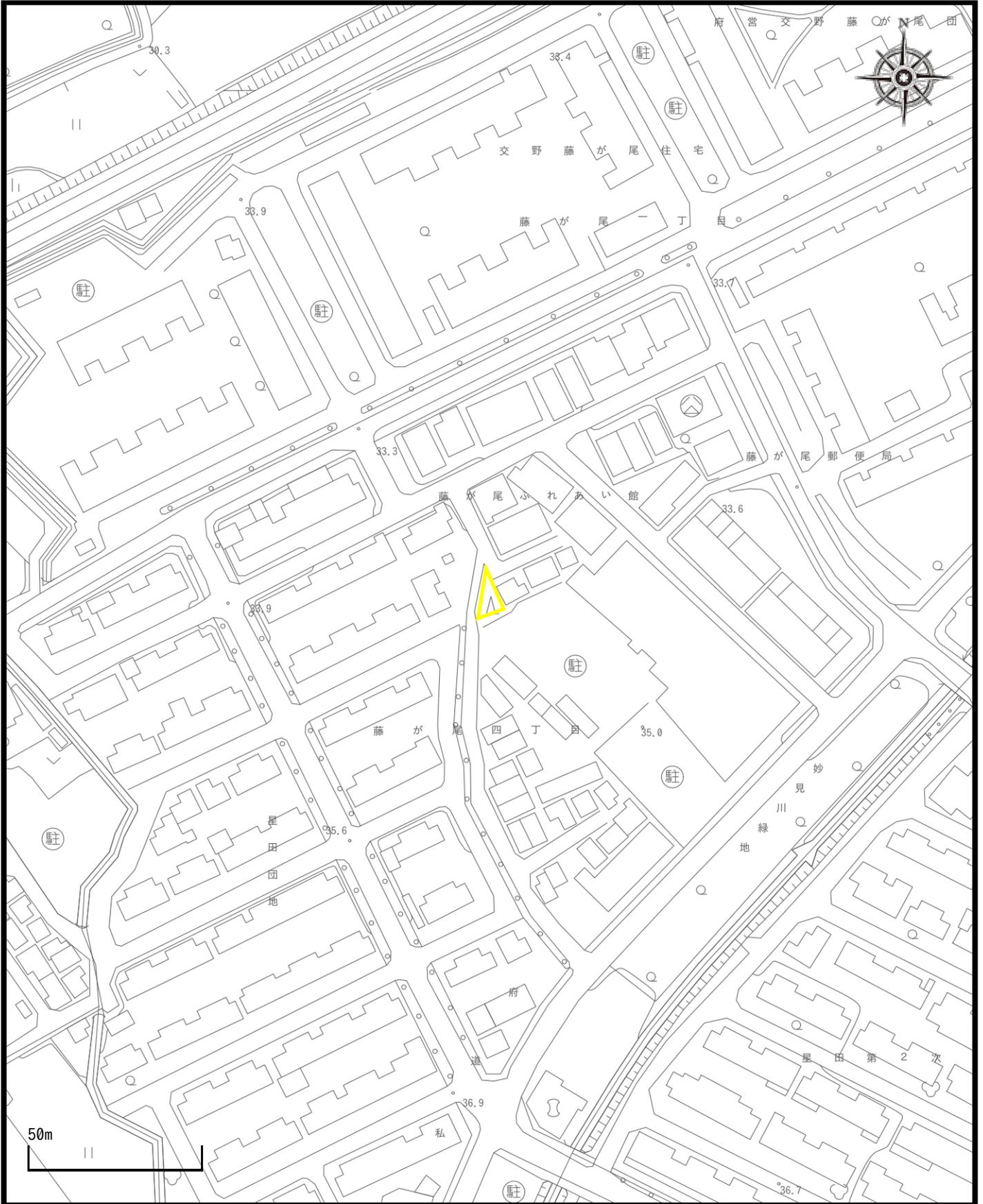
- ※ 随時募集申込者の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- ※ 共有名義で申し込む場合は、代表者について委任者欄に記入・押印し、代表者を除く共有者については、裏面の共有者欄に記入・押印してください。
- ※ 代理人が申込する場合は、委任者(共有の場合は全員)の印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 代理人氏名にはフリガナを記入してください。
- ※ 代理人が個人の場合は、生年月日も記入してください。
- ※ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。(認印可)

# 物 件 調 書

物件番号	所在地番	地目(登記)	地積(登記)	売却価格
Z-1	交野市藤が尾4丁目125番1	宅地	102.48 m <sup>2</sup>	9,047,100円

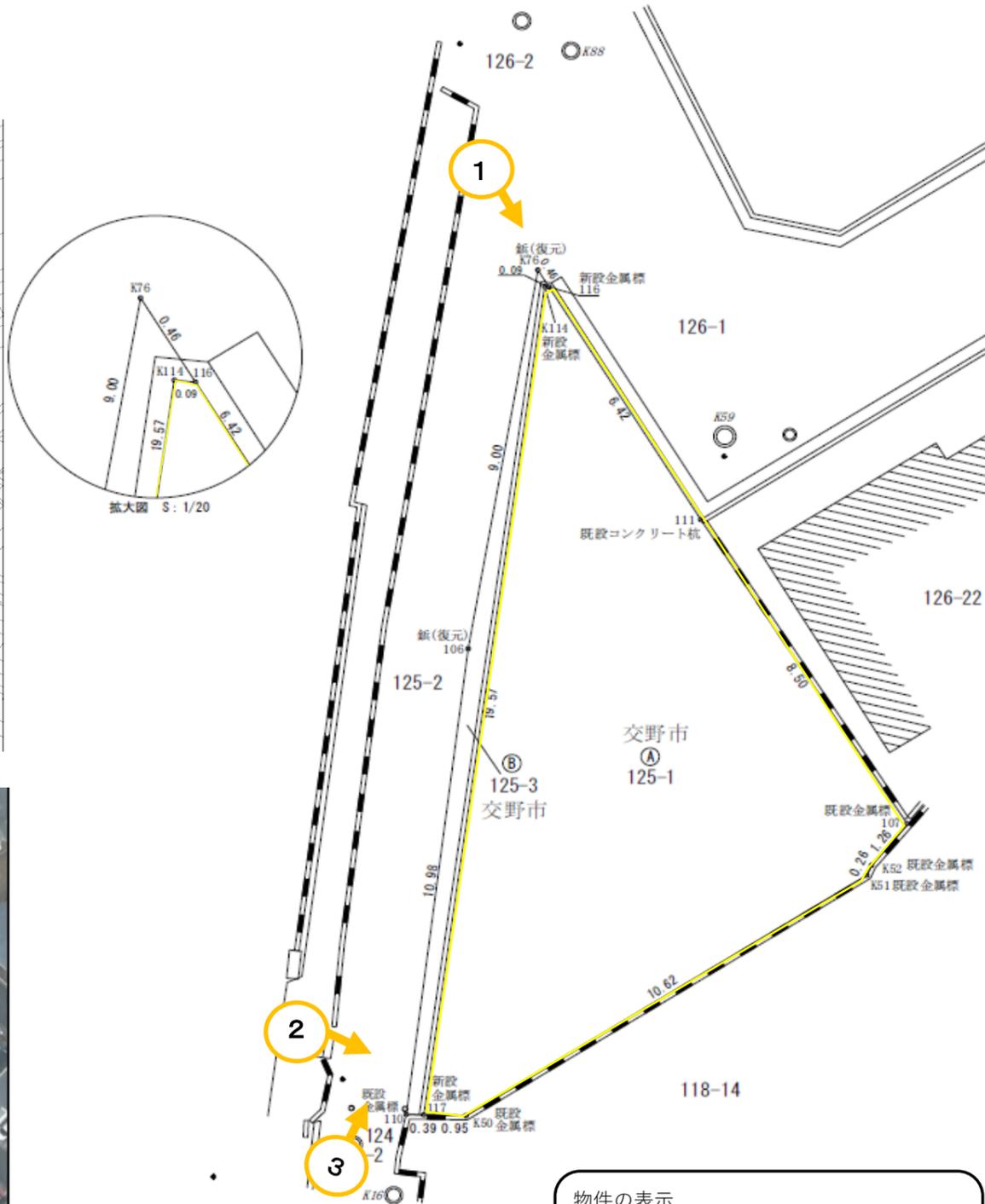
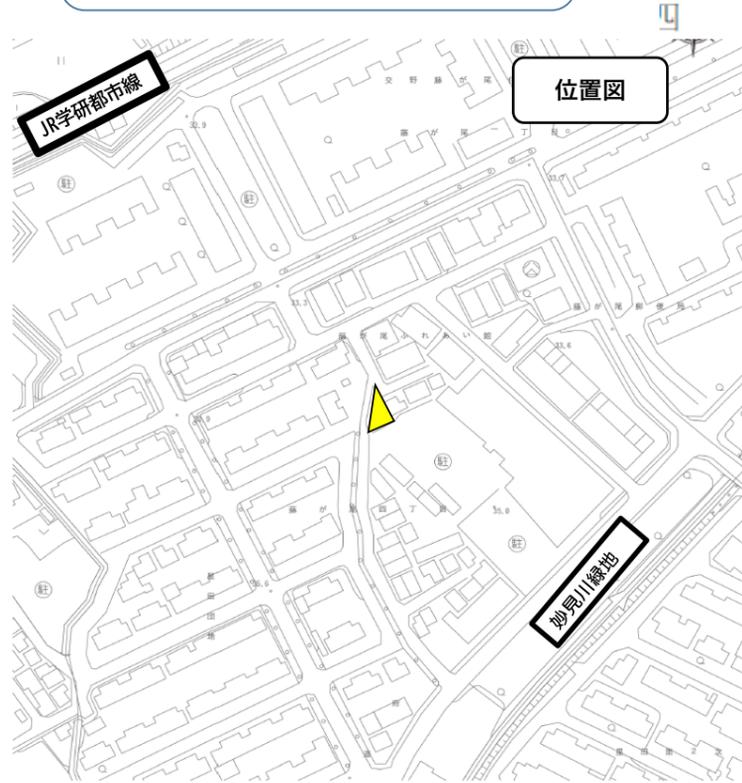
法令に基づく制限	住所検索		交野市藤が尾4丁目4番8号付近		
	都市計画法等	区 域	市街化区域	用途地域	第二種中高層住居専用地域
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%
防火・準防火地域		— ※建築基準法第22条	高度地区	第二種高度地区	
前面道路の状況		東側:市管理道路(幅員約4.7m) (未判定道路) 西側:市管理道路(幅員約2.3m) (未判定道路)			
供給処理施設の状況	種 類	配管等の状況		照会先の事業所等	
	電 気	東側前面道路に電柱あり		関西電力送配電株式会社	
	ガ ス	東側前面道路に配管(φ50mm)あり		大阪ガスネットワーク株式会社	
	水 道	東側前面道路に配水管(φ50mm)あり		交野市水道局工務課 tel 072-891-0016	
	下水道(汚水)	西側前面道路に配管(φ200mm)あり		交野市上下水道統合準備室下水道課 tel 072-892-0121	
	下水道(雨水)	東側前面道路にL型側溝あり		交野市都市まちづくり部土木管理課 tel 072-892-0121	
交通機関	鉄 道	京阪電車		京阪交野線「河内森」駅より 約1km	
		JR		学研都市線「星田」駅より 約1.1km	
公共施設等	官庁等	交野市役所		物件の北東 約2km	
	小学校	市立藤が尾小学校		物件の北 約300m	
	中学校	市立第四中学校		物件の北東 約700m	
留 意 事 項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の引き渡しは現状のままとします。</li> <li>・地下埋設物・地盤・土壌等の調査は実施していません。</li> <li>・新たに公共汚水樹を設置し、公共下水道に接続する場合は、接続協議を行ってください。[本市上下水道統合準備室下水道課:072-892-0121(代)内線 582]</li> <li>・物件の土地利用にあたっては、雨水排水の方法について関係機関と協議してください。[本市都市まちづくり部土木管理課:072-892-0121(代)内線 506・508]</li> <li>・物件と西側前面道路との間に側溝がないため、道路の表面排水が物件に流入する可能性があります。また側溝の築造の予定はありません。あらかじめご了承のうえでお申し込み下さい。</li> <li>・物件の土地利用にあたっては、各種法令及び関係条例等を遵守すること。</li> </ul>			

# 位置図



1 / 1,500

# 参考図面



物件の表示  
 藤が尾4丁目125番1 宅地 102.48㎡  
 売却価格 9,047,100円

※各図面に表示した線はおおよそのイメージです。  
 実際の境界については、地積測量図等を基に各申込者において確認して下さい。



表題部 (土地の表示)		調製	平成6年2月24日	不動産番号	1215000215227
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市藤が尾四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
125番1	田	122		余白	
余白	荒地	122 00		②③昭和46年8月18日地目変更 〔昭和46年9月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年2月24日	
余白	余白	110 78		③錯誤 〔令和6年7月11日〕	
余白	余白	102 48		③125番1、125番3に分筆 〔令和7年2月19日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年12月19日 第3972号	原因 平成3年12月19日寄付 所有者 交野市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年2月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月25日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋 一

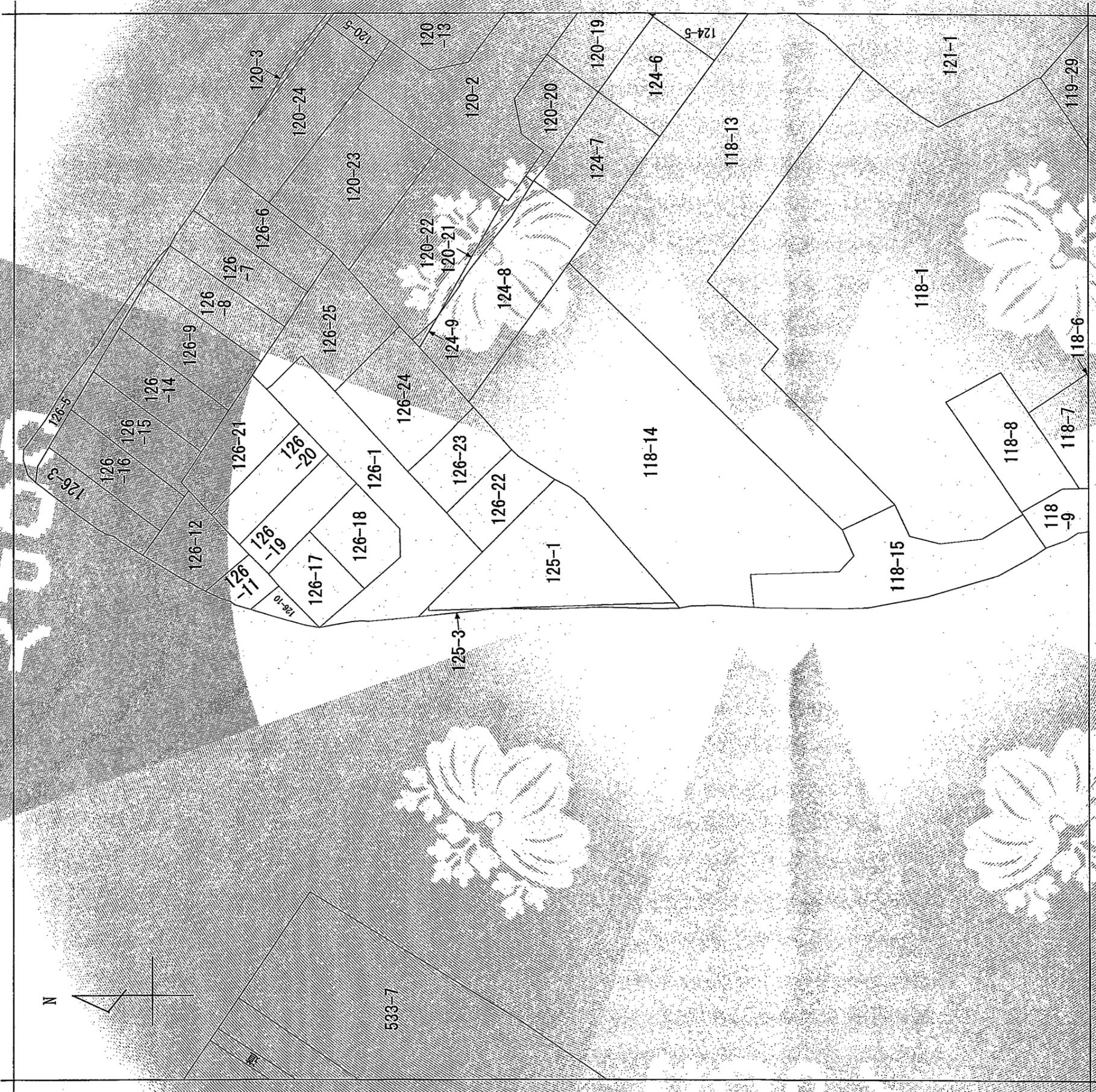
\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D33996 (1/2)

1/1





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



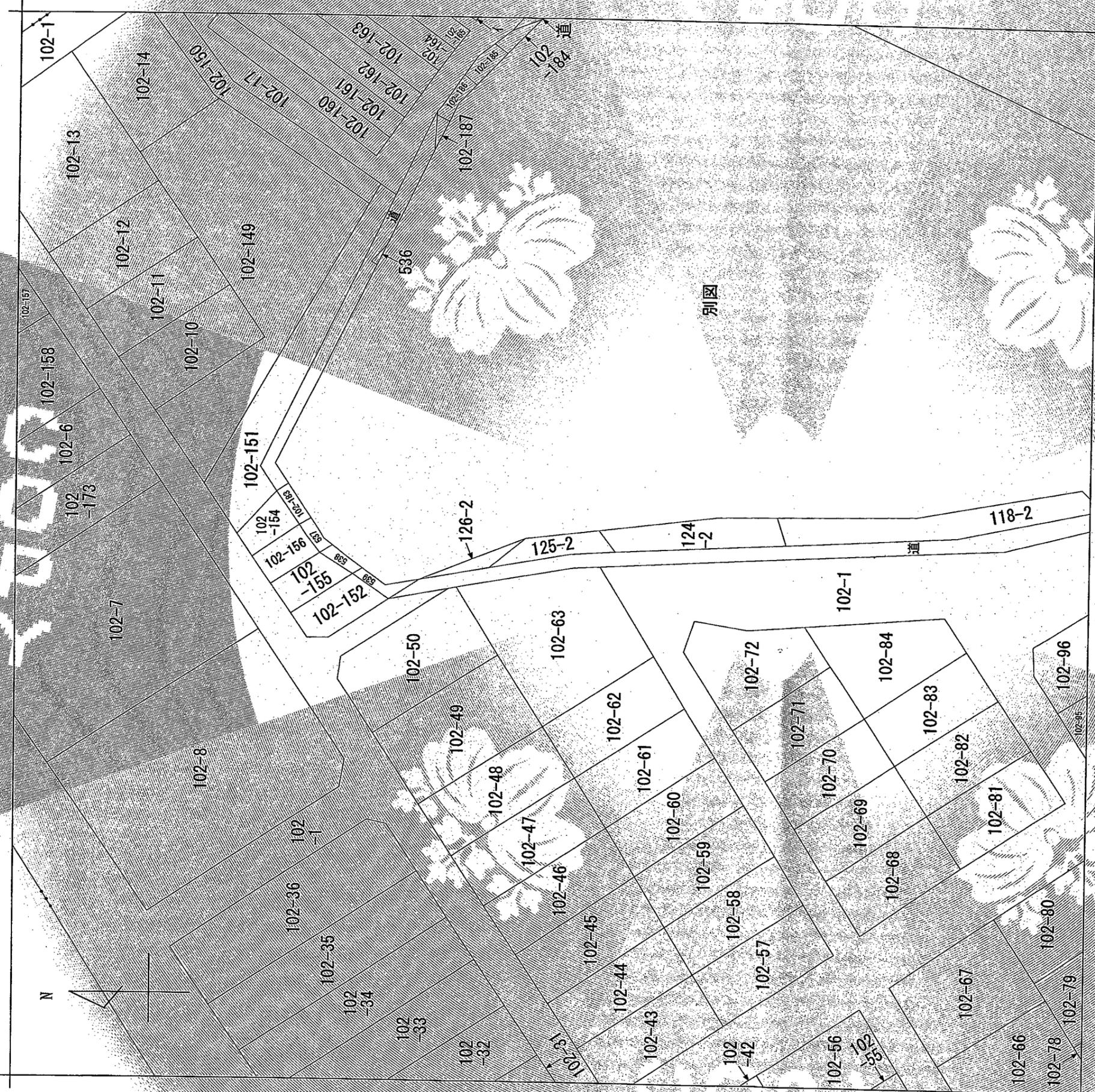
請求部	所在	交野市麻が尾四丁目		地番	125番1		
出力縮	縮尺不明	精度	区分	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		登録番号	文書番号	は記号	備付年月日(原図)	補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月25日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官



寺野洋一



別図

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	交野市藤が尾四丁目	地番	125番2
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	分類	地図に準ずる図面
作成年月日	座標系番号又は記号	備付年月日(原図)	種類	旧土地台帳附属地図
			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

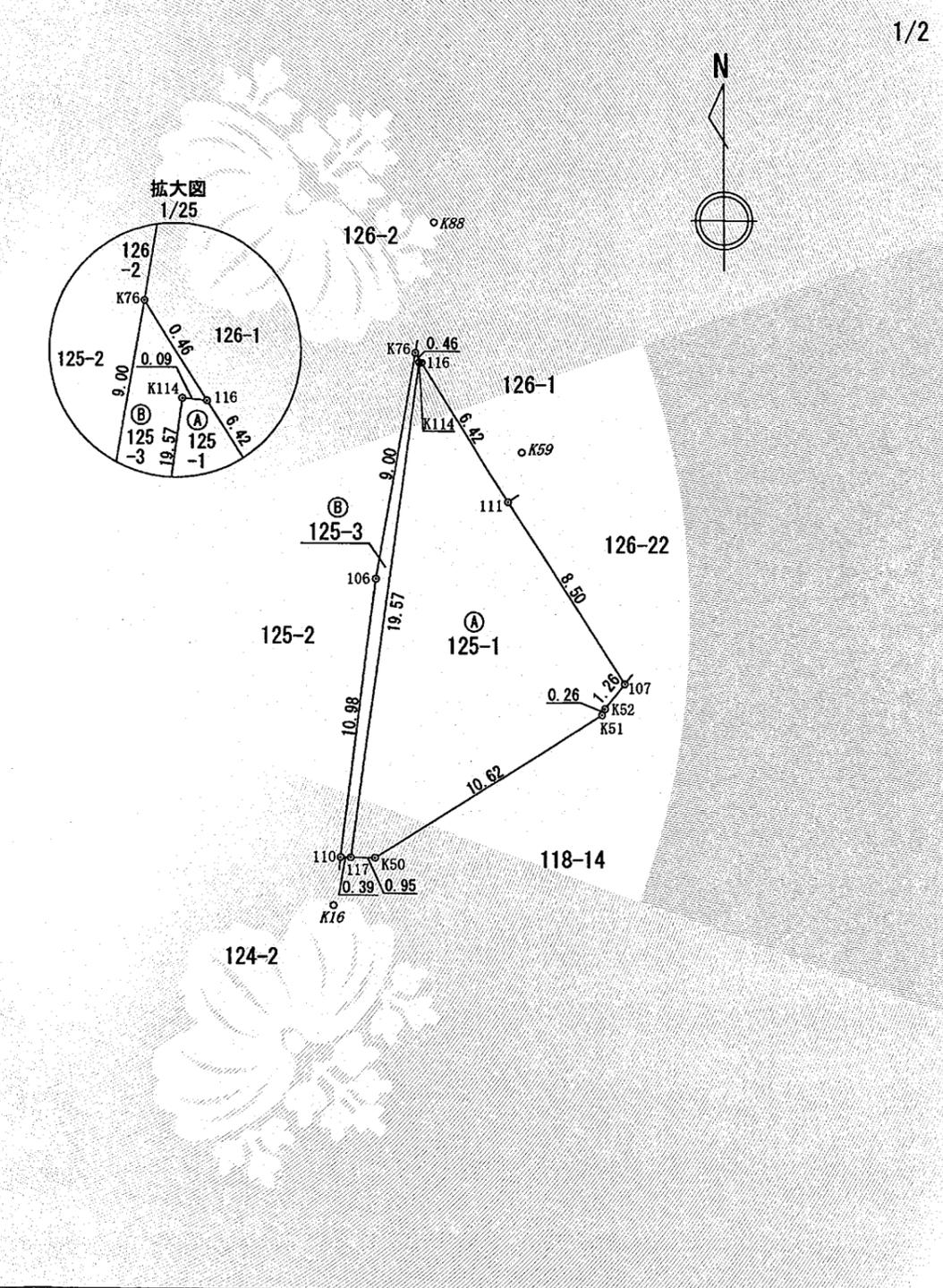
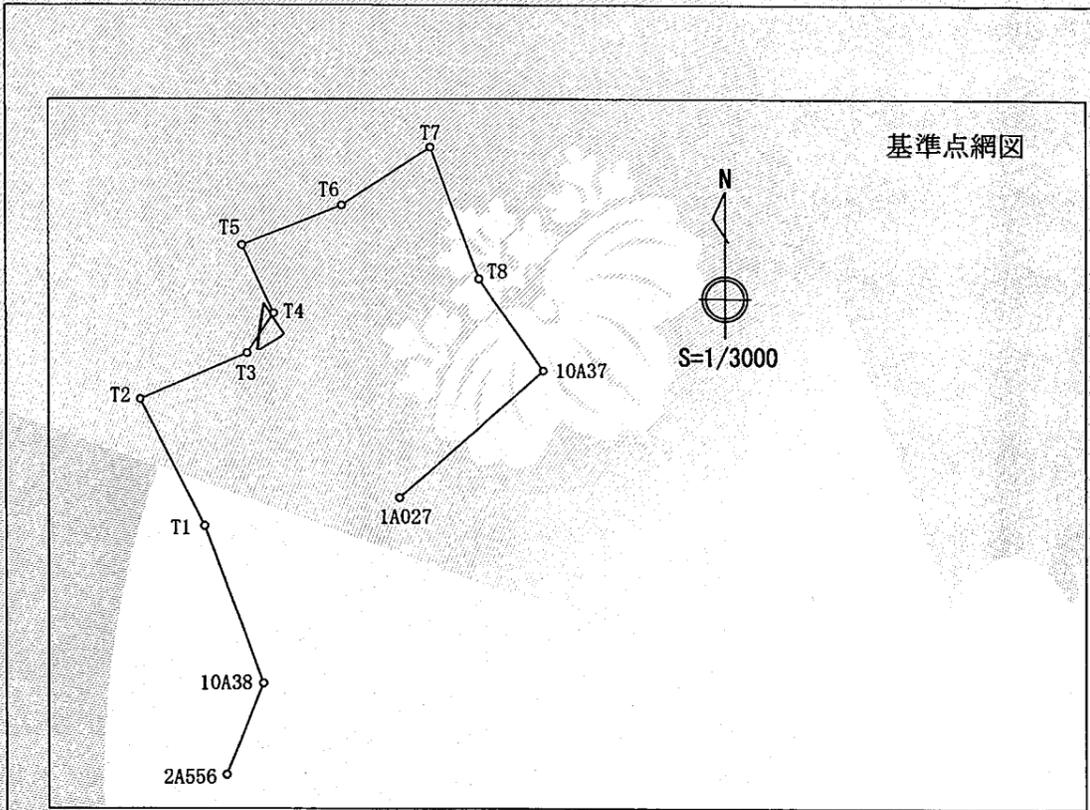
令和7年2月25日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官



寺野洋一

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年2月25日  
大阪法務局枚方出張所

地番	125番1、125番3	地積測量図
土地の所在	交野市藤が尾四丁目	



名称	符号	X座標	Y座標	標識	縮尺係数
街区多角点	10A37	-136318.089	-29593.401	金属標	0.999911
街区多角点	10A38	-136449.976	-29713.169	金属標	0.999911
補助点	2A556	-136488.412	-29728.943	紙	0.999911
街区補助点	1A027	-136371.650	-29655.232	紙	0.999911
	T1	-136383.568	-29738.215	紙	
	T2	-136330.085	-29765.725	紙	
	T3	-136310.704	-29720.198	紙	
	T4	-136293.842	-29708.706	紙	
	T5	-136265.078	-29722.289	紙	
	T6	-136248.118	-29679.681	紙	
	T7	-136223.700	-29642.025	紙	
	T8	-136279.283	-29621.227	紙	

測量年月日：令和7年1月30日

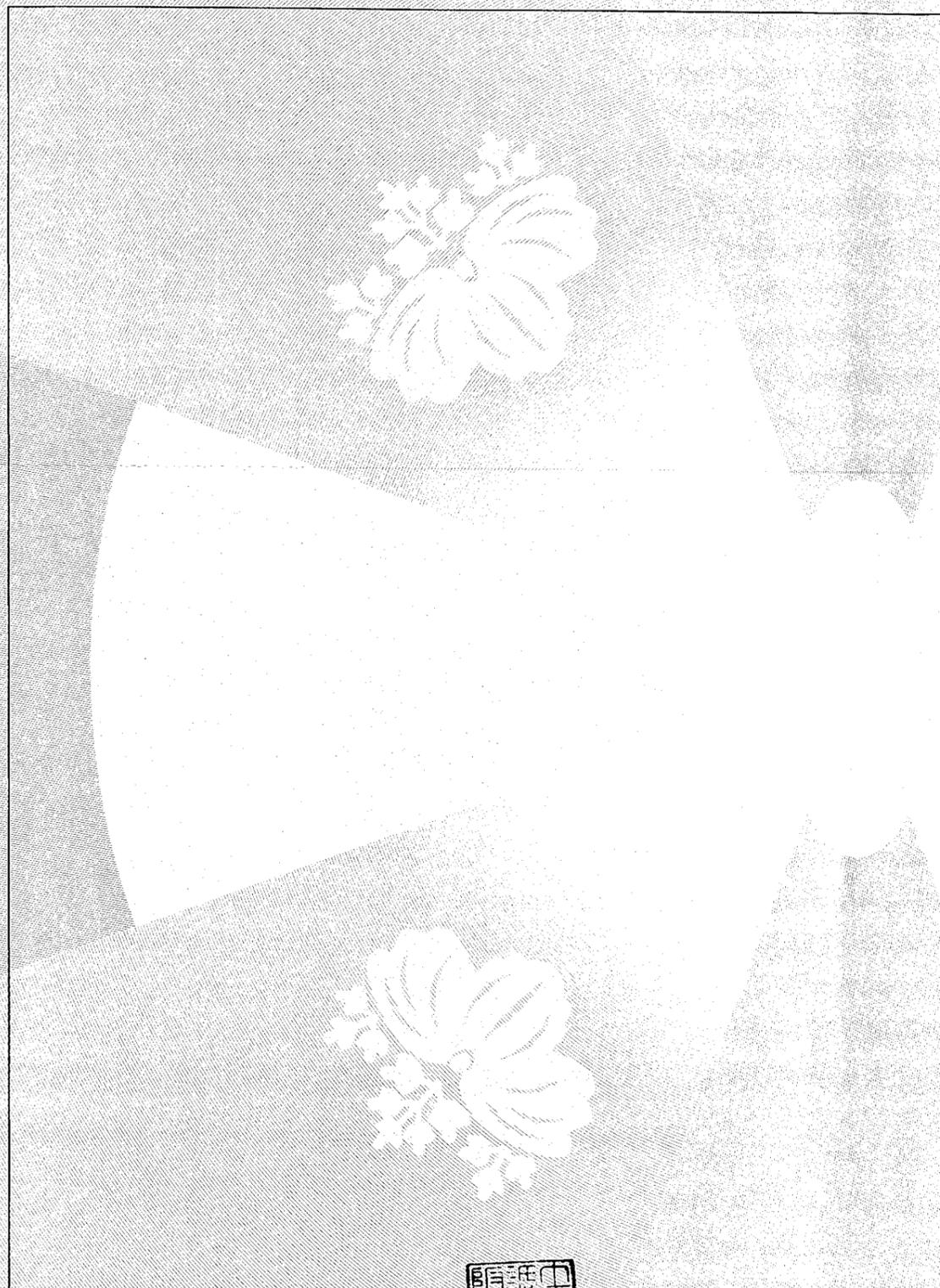
作成者	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員 大阪府枚方市楠葉並木二丁目29番 土地家屋調査士 阪本 征仁 (令和7年2月3日作成)
-----	--

申請人	交野市長 山本 長	縮尺	1/250
-----	-----------	----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年2月25日  
大阪法務局枚方出張所

COPY  
登記官

寺野洋一



地番	125番1、125番3	地積測量図
土地の所在	交野市藤が尾四丁目	

座標求積表

2/2

地番	㊤125-1				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	境界標
116	-136289.874	-29712.649	-162023.074997	0.09	金属標
K114	-136289.865	-29712.745	575803.285355	19.57	金属標
117	-136309.253	-29715.467	576688.068069	0.95	金属標
K50	-136309.272	-29714.514	-166490.421942	10.62	金属標
K51	-136303.650	-29705.494	-174044.489346	0.26	金属標
K52	-136303.413	-29705.387	-36032.634431	1.26	金属標
107	-136302.437	-29704.589	-240458.647955	8.50	金属標
111	-136295.318	-29709.234	-373237.106742	6.42	コンクリート杭
		倍面積	204.978011		
		面積	102.4890055		
		地積	102.48	㎡	

地番	㊤125-3				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離	境界標
K76	-136289.480	-29712.896	251727.654912	9.00	紙
106	-136298.346	-29714.468	587336.174488	10.98	紙
110	-136309.246	-29715.859	324110.874113	0.39	金属標
117	-136309.253	-29715.467	-575915.465927	19.57	金属標
K114	-136289.865	-29712.745	-575803.285355	0.09	金属標
116	-136289.874	-29712.649	-11439.369865	0.46	金属標
		倍面積	16.582366		
		面積	8.2911830		
		地積	8.29	㎡	

引照点表

K88	X座標	-136284.346	引照点	マンホール中心
	Y座標	-29712.151	引照点	
K16	X座標	-136311.138	引照点	マンホール中心
	Y座標	-29716.142	引照点	

引照点表

K88	X座標	-136284.346	引照点	マンホール中心
	Y座標	-29712.151	引照点	
K59	X座標	-136293.378	引照点	マンホール中心
	Y座標	-29708.691	引照点	

境界点	点間距離	
	K88	K16
K50	25.038	2.476
K51	20.420	13.017
K52	20.231	13.242
107	19.608	14.463
111	11.353	17.262
K76	5.188	21.900
106	14.190	12.901
110	25.175	1.913

境界点	点間距離	
	K88	K59
116	5.550	5.286
K114	5.551	5.364
117	25.127	17.261

作成者 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員  
大阪府枚方市楠葉並木二丁目29番1号  
土地家屋調査士 阪本征仁 (令和7年2月3日作成)

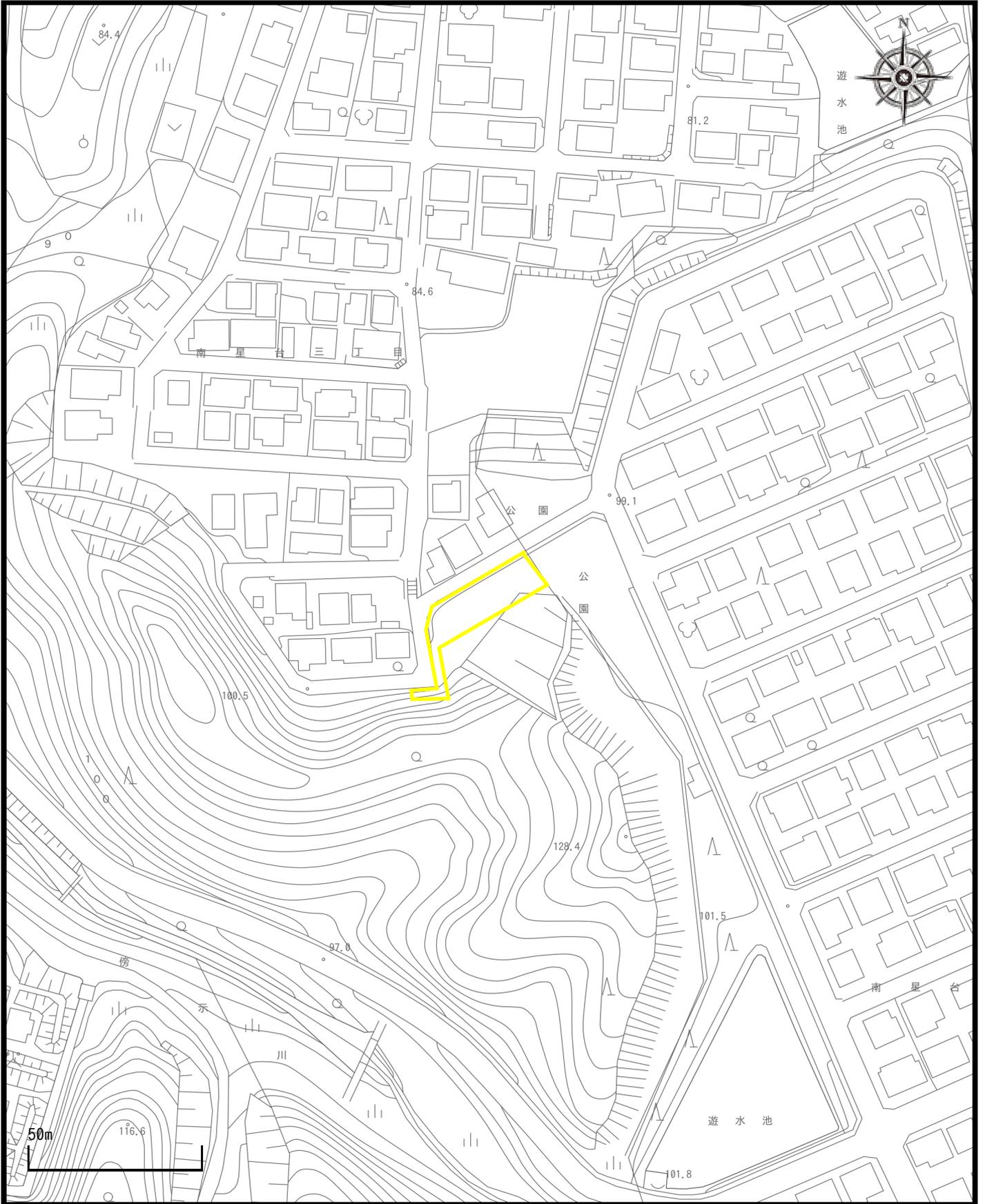
申請人 交野市長 山本 景 縮尺

# 物 件 調 書

物件番号	所在地番	地目(登記)	地積(登記)	売却価格
Z-2	交野市南星台3丁目5127番3	雑種地	480 m <sup>2</sup>	25,771,880円
	交野市南星台3丁目5127番5	雑種地	28 m <sup>2</sup>	
計			508 m <sup>2</sup>	

住所検索	交野市南星台3丁目15番3号付近			
法令に基づく制限	区 域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
	都市計画法等	建ぺい率	容 積 率	80%
	防火・準防火地域	— ※建築基準法第22条	高度地区	第一種高度地区
前面道路の状況		北側:市道南星台12号線(幅員約4.8m)(第42条第1項第1号) 西側:市道南星台1号線(幅員約4.4m~4.7m)(第42条第1項第1号)		
供給処理施設の状況	種 類	配管等の状況	照会先の事業所等	
	電 気	北側及び西側前面道路に電柱あり	関西電力送配電株式会社	
	ガ ス	北側及び西側前面道路に配管(φ80mm)あり	大阪ガスネットワーク株式会社	
	水 道	北側及び西側前面道路に配水管(φ75mm)あり	交野市水道局工務課 tel 072-891-0016	
	下水道(汚水)	北側及び西側前面道路に配管(φ200mm)あり	交野市上下水道統合準備室下水道課 tel 072-892-0121	
	下水道(雨水)	北側前面道路にU型側溝、雨水本管(HP管、φ300mm)西側前面道路にU型側溝あり	交野市都市まちづくり部土木管理課 tel 072-892-0121	
交通機関	鉄 道	JR	学研都市線「星田」駅より 約1.5km	
公共施設等	官庁等	交野市役所	物件の北東 約3.5km	
	小学校	市立妙見坂小学校	物件の北東 約700m	
	中学校	市立第三中学校	物件の北西 約600m	
留 意 事 項	<p>・物件の引き渡しは現状のままとします。</p> <p>・地下埋設物・地盤・土壌等の調査は実施していません。</p> <p>・新たに公共汚水樹を設置し、公共下水道に接続する場合は、接続協議を行ってください。[本市上下水道統合準備室下水道課:072-892-0121(代)内線582]</p> <p>・物件の土地利用にあたっては、雨水排水の方法について関係機関と協議してください。[本市都市まちづくり部土木管理課:072-892-0121(代)内線506・508]</p> <p>・外壁後退1.5mあり。[本市都市まちづくり部都市まちづくり課:072-892-0121(代)内線240・241]</p> <p>・南星台地区地区計画区域内(敷地面積の最低限度150m<sup>2</sup>、高さの最高限度8.5m等制限あり)[本市都市まちづくり部都市まちづくり課:072-892-0121(代)内線240・241]</p> <p>・<b>対象物件の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に含まれています。</b></p> <p><b>(告示年月日:平成28年9月14日 告示番号:大阪府告示第1600号、第1602号)</b></p> <p>・物件(南星台3丁目5127番5)と道路との間に災害時用井戸があります。この井戸は移設できません。あらかじめご了承のうえでお申し込み下さい。</p> <p>・物件の土地利用にあたっては、各種法令及び関係条例等を遵守すること。</p>			

# 位置図



1 / 1,500

# 参考図面

位置図



航空写真



物件の表示  
 南星台3丁目5127番3 雑種地 480㎡  
 南星台3丁目5127番5 雑種地 28㎡  
 売却価格 25,771,880円



※各図面に表示した線はおおよそのイメージです。  
 実際の境界については、地積測量図等を基に各申込者において確認して下さい。

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年2月24日	不動産番号	1215000212407
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	交野市南星台三丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5127番3	原野	452		5127番1から分筆 〔昭和44年12月16日〕	
[余白]	[余白]	447		③5127番3、同番4に分筆 〔昭和59年9月27日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日	
[余白]	[余白]	480		③錯誤 ③5127番3、5127番6、5127番7に分筆 〔平成30年8月31日〕	
[余白]	雑種地	[余白]		②年月日不詳地目変更 〔平成30年9月26日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和60年4月30日 第7815号	原因 昭和60年4月3日売買 所有者 交野市私部一丁目1番1号交野市役所内 交野市土地開発公社 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日
2	所有権移転	平成30年3月30日 第11232号	原因 平成30年3月30日売買 所有者 大阪府交野市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年2月24日	不動産番号	1215000212409
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	交野市南星台三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5127番5	原野		35	5127番2から分筆 〔昭和60年4月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日	
余白	余白		28	③5127番5、5127番8に分筆 〔平成30年8月31日〕	
余白	雑種地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成30年9月26日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	昭和60年4月30日 第7816号	原因 昭和60年4月3日売買 所有者 交野市私部一丁目1番1号交野市役所内 交野市土地開発公社 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年2月24日
2	所有権移転	平成30年3月30日 第11232号	原因 平成30年3月30日売買 所有者 大阪府交野市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年2月28日  
大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野 洋一

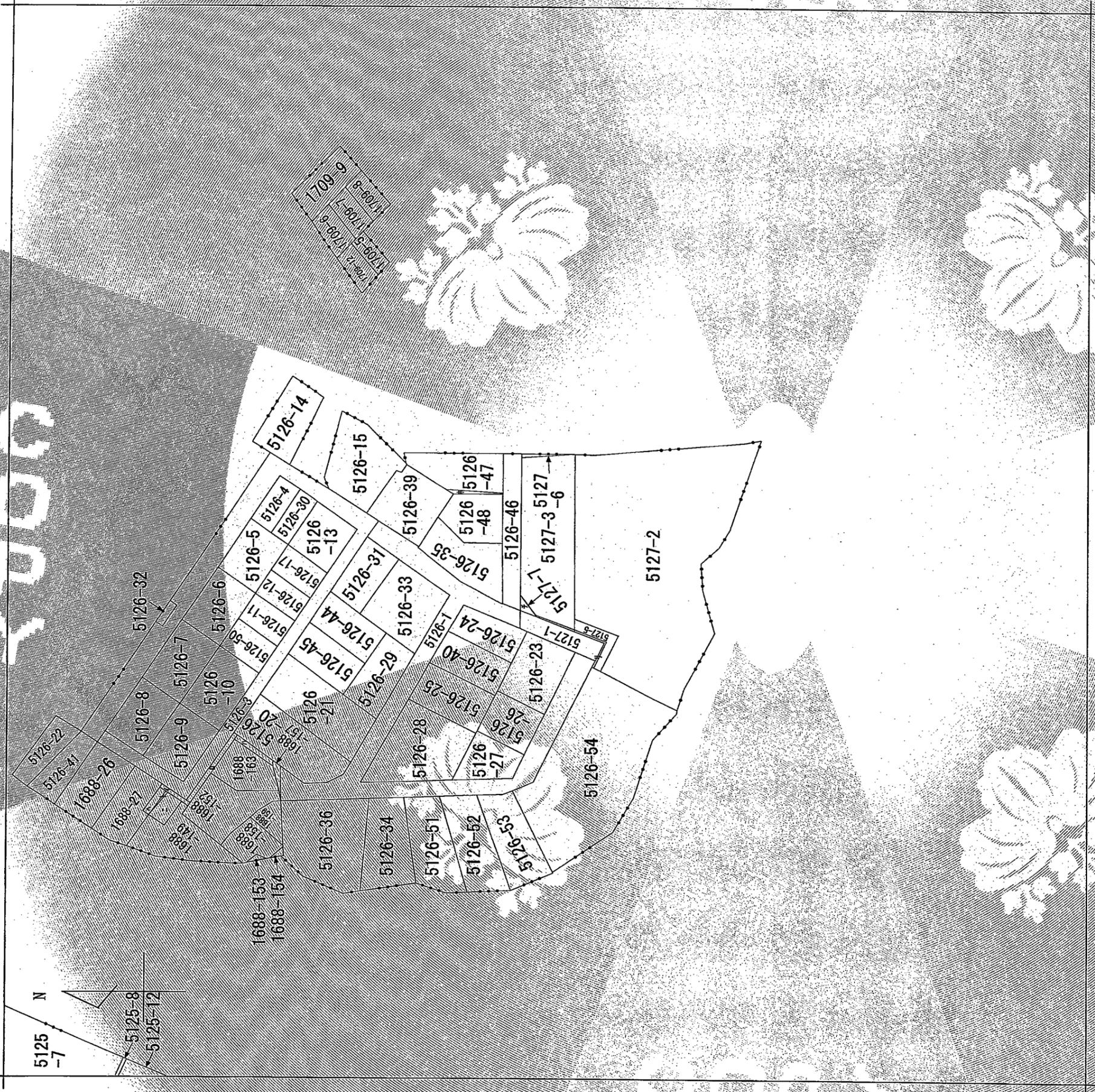


\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1688-150  
1688-151  
1688-156  
1688-25  
5126-49  
1688-164  
1688-162  
5127-4  
5127-8



南星台  
2丁目  
の  
一部  
の  
土地  
が  
見  
出  
る  
地  
番  
区  
域  
見  
出

A 南星台3丁目

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求 部分	所 在	交野市南星台三丁目	地 番	5127番3
出力 縮尺	縮尺不明	精 度 区 分	分 類	地図に準ずる図面
座標系 番号又 は記号	座標系 番号又 は記号	備 付 年 月 日 (原図)	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	備 付 年 月 日 (原図)	補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月28日  
大阪法務局枚方出張所  
登記官





登記年月日：平成30年8月31日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年2月28日 大阪法務局枚方出張所

地番	5127-5, 5127-8	地積測量図
土地の所在	交野市南星台三丁目	

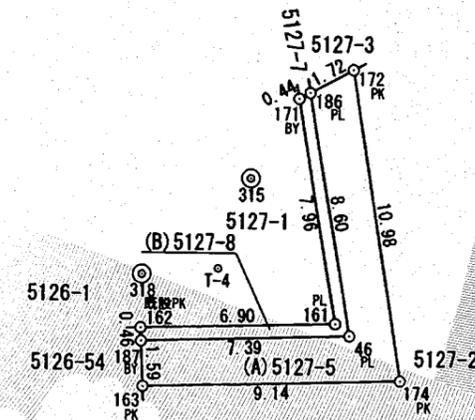
座標系	任意座標
測量年月日	平成30年7月16日



座標求積表

地番	(A)5127-5			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離
186	87.666	105.809	-983.706273	8.60
46	79.179	107.225	-935.538125	7.39
187	78.941	99.833	-182.894056	1.59
163	77.347	99.897	-131.864040	9.14
174	77.621	109.038	1213.483902	10.98
172	88.476	107.327	1078.099715	1.72
			倍面積	57.581123
			面積	28.7905615
			地積	28.79
			坪数	8.7091

地番	(B)5127-8			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>	距離
171	87.456	105.416	-850.285456	7.96
161	79.600	106.712	-859.351736	6.90
162	79.403	99.814	-65.777426	0.46
187	78.941	99.833	-22.362592	7.39
46	79.179	107.225	935.538125	8.60
186	87.666	105.809	875.781093	0.44
			倍面積	13.542008
			面積	6.7710040
			地積	6.77
			坪数	2.0482
合計				35.5615655



座標リスト			
点名	標識	X	Y
T-1	金属板	100.000	100.000
T-4	金属板	81.501	102.572
315	マンホールポンチ	84.664	103.723
318	マンホールポンチ	81.283	99.846

引照点		
筆界点	引照点	距離
161	315	5.880
	318	7.069
162	315	6.554
	318	1.880

境界点	境界標の種類
BY	金属板
PL	金属プレート
PK	プラスチック杭

作成者	大阪府交野市郡津四丁目3番6号 土地家屋調査士 吉田英彦	吉田登記測量事務所 大阪府交野市郡津四丁目3番6号 土地家屋調査士 上田智章 (平成 30年 8月 28日作成)	申請人	交野市長 黒田 実	縮尺	1/250
-----	---------------------------------	---	-----	-----------	----	-------



**問い合わせ先**

交野市 財産管理室(内線482)

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所

電 話:072-892-0121(代)

FAX :072-891-5046

ホームページ:<http://www.city.katano.osaka.jp/>